



指扇地区のまちづくりニュース

NO.53

令和5年6月発行

◆御挨拶

梅雨の候、皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

令和5年度の人事異動により、日進・指扇周辺まちづくり事務所長に就任いたしました串田と申します。平素より指扇土地区画整理事業に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和5年度、当地区では皆様の御協力のもと建物補償を進めるとともに、道路整備工事や水道管等の布設工事を実施してまいります。工事に際しましては、近隣住民の皆様に御不便や御迷惑をおかけいたしますが、何卒、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、更なる事業進捗に向けて、事務所職員一同、効率的な運営に努めてまいりますので、引き続き御協力賜りますようお願い申し上げます。

日進・指扇周辺まちづくり事務所長 串田 直行

◆指扇土地区画整理審議会の開催報告

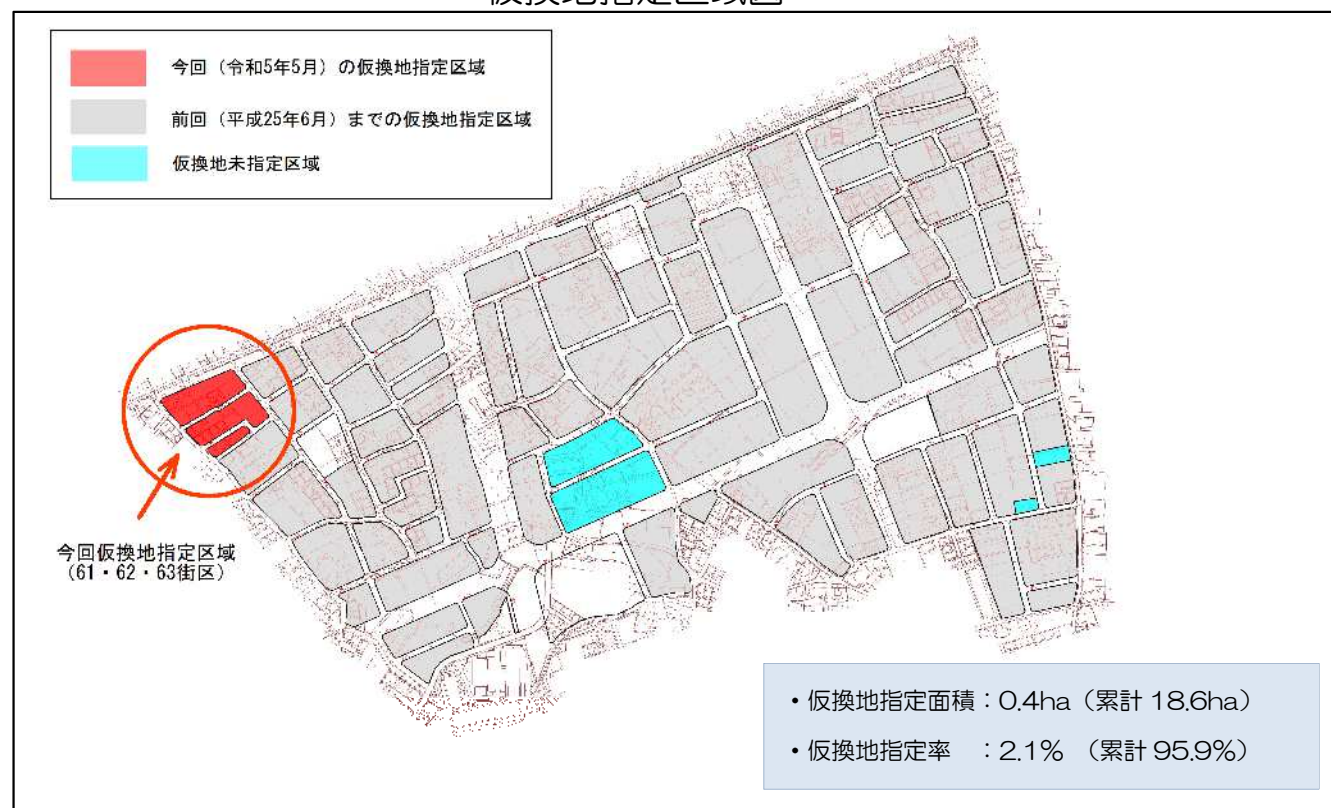
令和5年3月24日に第26回指扇土地区画整理審議会を開催しましたので報告いたします。

① 諮問事項：仮換地の指定について（下記の仮換地指定区域図を御参照ください。）

※ 審議の結果、「異議なし」と答申されたため、令和5年5月31日効力発生で仮換地の指定を行いました。

② その他の報告事項：令和5年度の工事等の予定について（裏面地図を御参照ください。）

仮換地指定区域図



◆現況道路の廃止・車両通行止めのお知らせ

令和5年7月1日より、区画整理地区内の一部において、現況道路が廃止となり、駐輪場用地となる箇所、及び車両通行止めとなる箇所がありますので、御注意ください。

※場所の詳細は裏面地図を御参照ください。

◆事務所からのお願い

下記に該当する方は、当事務所への届出や申請が必要になります。御協力をお願いします。

◎建物の新築・増改築をしたい ◎ブロック塀や駐車場を設置したい	→	土地区画整理法第76条の申請が必要になります
◎土地登記簿の住所・氏名を変更した ◎土地を売買・贈与・相続した	→	各種届出の提出が必要になります
◎土地を分筆したい	→	従前地分筆の申請が必要になります

※上記以外にも、当地区は地区計画や防火・準防火地域が指定されておりますので、建物の新築・増改築等を行う際には、あらかじめ御確認くださいようお願いいたします。

◆公園整備に向けた検討について



今年度より、三号街区公園の整備に向けた検討を始めます。

検討を進めるにあたっては、地区の皆様の御意見や御意向を伺いながら計画を作成していきたいと考えております。

検討内容の状況については、今後、まちづくりニュースや掲示板、ホームページ等でお知らせしてまいります。

指扇地区のまちづくりに関するお問い合わせは、

さいたま市 都市局 まちづくり推進部 日進・指扇周辺まちづくり事務所 区画整理係

〒331-0823 さいたま市北区日進町 2-1864-10 J S日進 6 階

電話：048-871-7864 FAX：048-871-7856

E-mail：nisshin-sashiogi-machidukuri@city.saitama.lg.jp

凡 例

【道路整備進捗状況】

- アスファルト舗装完了
- 路盤まで整備完了
- 仮設道路
- U型側溝まで完了
- 現況道路
- 写真 昨年度予算で施工した主な工事箇所

【令和5年度予定工事】

- アスファルト舗装
- U型側溝・街渠側溝
- 水道管
- ガス管

※現況道路の廃止・車両通行止めのお知らせ

令和5年7月1日より以下の道路が変更となりますので御注意ください。

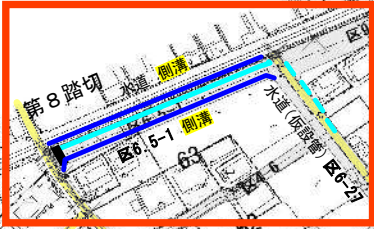
車両の通行ができなくなります。

現況道路が廃止となり、駐輪場の用地となります。

側溝工事【区6-6号線】：令和5年3月完了



(令和5年度舗装工事予定)



側溝工事【区6-33号線】：令和5年3月完了



側溝工事【区6-4号線】：令和5年3月完了



※御注意ください
・工事進捗状況やその他事情により予定工事に変更になる場合がございます。